

札幌市新型インフルエンザ対策行動計画

〈各 論〉

フェーズ1

ヒトから新しい亜型のインフルエンザウイルスは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つウイルスが動物に検出

フェーズにおける目標

ヒトに感染する可能性がある亜型のインフルエンザは存在していませんが、将来のインフルエンザパンデミックに対する対策を強化します。

フェーズにおける危機管理体制

通常のインフルエンザサーベイランスによる監視及び新型インフルエンザに関する情報収集を実施します。

I 計画と連携**1 情報収集及び関係部間の連携**

海外での高病原性鳥インフルエンザの発生状況や対策の現状について情報収集し、関係機関に提供し情報の共有化を図っています。【健康衛生部、保健所、農務部、その他関係部】

〈情報収集源〉

厚生労働省、農林水産省、世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所

II サーベイランス**1 感染症発生動向調査**

ヒトで毎年冬季に流行するインフルエンザ（5類感染症）について、全市56医療機関（小児科37、内科19）における発生動向を毎週把握しています。

このうち、25%の14医療機関において、ウイルスの亜型等について病原体サーベイランスを実施しています。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

2 インフルエンザ関連死亡者数迅速把握事業

インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数を把握しています。【健康衛生部、保健所】

3 医師からの届出による全数把握

ヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握します。【健康衛生部、保健所】

4 学校、社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握

学校及び社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握【保）総務部、保健福祉

部、健康衛生部、保健所、子育て支援部、教育委員会】

5 家きん及び豚におけるサーベイランス

北海道が行う家きん及び豚におけるサーベイランスの調査実施に協力します。【農務部】

(1) 家きん（高病原性鳥インフルエンザ）

対象：市内飼養鶏

(2) 豚（新型インフルエンザ）

対象：市内飼養豚

6 野鳥の大量死の把握

野鳥の大量死亡事例等が発生した場合、必要に応じて死亡原因を究明するための調査に協力します。【健康衛生部、保健所】

Ⅲ 予防と封じ込め

1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

(1) 関係機関との連携

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国が策定した「高病原性鳥インフルエンザに関する特別家畜伝染病防疫指針」に基づき国及び北海道等の関係機関と連携し対応することとしています。【健康衛生部、保健所、農務部】

(2) 防疫訓練

高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう、北海道が実施する防疫演習に協力します。

Ⅳ 医療

1 感染症指定医療機関の整備

感染症患者の入院治療を行うため、北海道が行う感染症指定医療機関の整備に協力します。【健康衛生部】

Ⅴ 情報提供・共有

1 市民への情報提供

ホームページ等各種広報媒体を活用し、高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供を行っています。【健康衛生部、保健所】

フェーズ2A

ヒトから新しい亜型のインフルエンザウイルスは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出

※フェーズ1の対策を継続・強化

フェーズにおける目標

国内において鳥における高病原性鳥インフルエンザ感染は発生していませんが、国内で発生した場合に備え、庁内関係部局における連携と情報の共有化を図ります。

フェーズにおける危機管理体制

通常のインフルエンザサーベイランスによる監視及び海外の高病原性鳥インフルエンザに関する情報収集を実施します。

I 計画と連携

1 情報収集及び関係部間の連携

海外での高病原性鳥インフルエンザの発生状況や対策の現状について情報収集し、関係機関に提供し情報の共有化を図っています。【健康衛生部、保健所、農務部、その他関係部】

〈情報収集源〉

厚生労働省、農林水産省、世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所

II サーベイランス

1 家さん及び豚におけるサーベイランス

北海道が行う家さん及び豚におけるサーベイランスの実施に協力します。【農務部】

(1) 家さん（高病原性鳥インフルエンザ）

対象：市内飼養鶏

(2) 豚（新型インフルエンザ）

対象：市内飼養豚

2 異常家さんの早期発見

家さん飼養者等からの異常家さんの早期発見・早期通報を徹底しています。【農務部】

3 医師からの届出による全数把握

ヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握します。【健康衛生部、保健所】

4 野鳥の大量死亡事例発生状況の把握

野鳥の大量死亡事例等が発生した場合、必要に応じて死亡原因を究明するための調査に協力

します。【健康衛生部、保健所】

Ⅲ 予防と封じ込め

1 家さんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

(1) 防疫訓練

高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう、北海道が実施する防疫演習に協力します。

(2) 市内飼養家さんの発生予防

飼養家さんの発生予防対策として、北海道が実施する農場段階における人や車輛の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理に協力します。【農務部】

(3) 学校飼育動物対策

学校飼育動物に係る鳥インフルエンザ対策について、平成16年2月23日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡に基づき、周知徹底を図っていきます。【教育委員会】

2 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 治療体制の検討

防疫従事者において感染が疑われる症状が現れた場合に備え、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制について検討します。【健康衛生部、保健所、農務部】

(2) パンデミック時に必要となる量の試算

市内におけるパンデミック時に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の量を試算します。【健康衛生部】

Ⅳ 医療

1 検査体制

札幌市衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査体制を整備します。【衛生研究所】

Ⅴ 情報提供・共有

1 緊急情報提供システム

国の緊急情報提供システム（メールシステム及び健康危機管理支援情報システム）から得た情報は、適宜、関係機関・団体等に周知を図っています。【健康衛生部、保健所】

2 市民への情報提供

フェーズ2A
～国内非発生～

ホームページ等各種広報媒体を活用し、高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供や海外渡航者への注意喚起を行っています。【健康衛生部、保健所】

フェーズ2B

ヒトから新しい亜型のインフルエンザウイルスは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出

※フェーズ1の対策を継続・強化

フェーズにおける目標

国内において鳥における高病原性鳥インフルエンザ感染が発生しているため、ただちに庁内関係部局における連携と情報の共有化を図ります。

フェーズにおける危機管理体制

通常のインフルエンザサーベイランスによる監視及び国内外の高病原性鳥インフルエンザに関する情報収集を実施します。

また、市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、高病原性鳥インフルエンザ対応指針（平成16年3月19日付け札健地第1296号通知）に基づき調査等を実施します。

I 計画と連携

1 関係部間の連携

国内外での高病原性鳥インフルエンザの発生状況や対策の現状について情報収集し、関係機関に提供し情報の共有化を図っています。【健康衛生部、保健所、農務部、その他関係部】

II サーベイランス

1 家さん及び豚におけるサーベイランス

北海道が行う家さん及び豚におけるサーベイランスの実施に協力します。【農務部】

(1) 家さん（高病原性鳥インフルエンザ）

対象：市内飼養鶏

(2) 豚（新型インフルエンザ）

対象：市内飼養豚

2 異常家さんの早期発見

家さん飼養者等からの異常家さんの早期発見・早期通報を徹底しています。【農務部】

3 医師からの届出による全数把握

ヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握します。【健康衛生部、保健所】

4 野鳥の大量死亡事例発生状況の把握

野鳥の大量死亡事例等が発生した場合、必要に応じて死亡原因を究明するための調査に協力

します。【健康衛生部、保健所】

Ⅲ 予防と封じ込め	
-----------	--

1 家さんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

(1) 防疫措置

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）に協力し、感染拡大を防止します。

【農務部】

(2) 感染防御対策

ア 家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する農場の従業員、防疫従事者に対する感染防御（マスク、防護服等の使用等）に協力します。【農務部】

イ アの場合における農場の従業員、防疫従事者に対する健康調査及びウイルス学的検査を高病原性鳥インフルエンザ対応指針（平成16年3月19日付け札幌地第1296号通知）に基づき実施します。【健康衛生部、保健所、衛生研究所、区保健福祉部】

(3) 感染源・感染経路調査

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、国が立ち上げる感染経路究明チームに協力し、感染源・感染経路調査を支援します。【健康衛生部、保健所、農務部】

(4) 経営再開支援

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等により、影響を受けた農家の経営再開等の支援に際し、市としての支援策を検討します。【農務部】

(5) 周辺地域の警戒活動

北海道が実施する防疫措置に伴い、北海道警察が必要に応じて行う周辺地域における警戒活動等に協力します。

(6) 備蓄ワクチンの使用

高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、北海道が実施する家さん用の備蓄ワクチンの使用に協力します。【農務部】

(7) 学校飼育動物対策

学校飼育動物に係る鳥インフルエンザ対策について、平成16年2月23日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡に基づき、周知徹底を図っています。【教育委員会】

2 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 治療体制の検討

農場の従業員、防疫従事者において感染が疑われる症状が現れた場合に備え、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制について検討します。【健康衛生部、保健所、農務部】

IV 医療	
-------	--

1 健康調査等

市内の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合における従業員及び家きん類の殺処分に従事する者の健康調査を行います。

また、国の助言を受け、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性について検討します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

V 情報提供・共有	
-----------	--

1 市民への情報提供

ホームページ等各種広報媒体を活用し、高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供や海外渡航者への注意喚起を行っています。【健康衛生部、保健所】

フェーズ3A

ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。

※フェーズ2 Aの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

ヒトに対する高病原性鳥インフルエンザの感染が発生しているため、新しい亜型のウイルス感染の早期探知、報告、対応を確実に実施します。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議（会長：健康衛生部長）を設置し、発生に備えた必要な対策を行います。

I 計画と連携

1 関係部間の連携

国内外での高病原性鳥インフルエンザの発生状況や対策の現状について情報収集し、関係機関に提供し情報の共有化を図っています。【健康衛生部、保健所、農務部、その他関係部】

2 札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議の設置

庁内の関係部局の連携の下に、健康衛生部長を会長とした「札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議」を開催し、新型インフルエンザ対策の推進を図ります。【健康衛生部】

3 行動計画の策定

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び北海道の「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を基本として、「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、必要に応じて随時見直しを行います。【健康衛生部】

4 パンデミック時の検討

パンデミック時における全市的な対応について、地域防災計画に準じて検討します。【危機管理対策部、健康衛生部】

II サーベイランス

1 家きん及び豚におけるサーベイランス

北海道が行う家きん及び豚におけるサーベイランスの実施に協力します。【農務部】

(1) 家きん（高病原性鳥インフルエンザ）

対象：市内飼養鶏

(2) 豚（新型インフルエンザ）

対象：市内飼養豚

2 異常家さんの早期発見

家さん飼養者等からの異常家さんの早期発見・早期通報を徹底しています。【農務部】

3 医師からの届出による全数把握

ヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握します。【健康衛生部、保健所】

4 野鳥の大量死亡事例発生状況の把握

野鳥の大量死亡事例等が発生した場合、必要に応じて死亡原因を究明するための調査に協力します。【健康衛生部、保健所】

5 クラスターサーベイランス等対象施設の選定

国から示される基準に基づき、フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて北海道と連携し、医療機関等対象施設の選定リストの作成を進めます。【健康衛生部、保健所】

Ⅲ 予防と封じ込め	
-----------	--

1 家さんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

(1) 市内飼養家さんの発生予防

飼養家さんの発生予防対策として、北海道が実施する農場段階における人や車輛の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理に協力します。【農務部】

(2) 防疫措置

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）に協力し、感染拡大を防止します。【農務部】

(3) 感染防御対策

ア 家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する農場の従業員、防疫従事者に対する感染防御（マスク、防護服等の使用等）に協力します。【農務部】
イ アの場合における農場の従業員、防疫従事者に対する健康調査及びウイルス学的検査を実施します。【健康衛生部、保健所、衛生研究所、区保健福祉部】

(4) 感染源・感染経路調査

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、国が立ち上げる感染経路究明チームに協力し、感染源・感染経路調査を支援します。【健康衛生部、保健所、農務部】

(5) 経営再開支援

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等により、影響を受けた農家の経営再開等の支援に際し、市としての支援策を検討します。【農務部】

(6) 備蓄ワクチンの使用

高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、北海道が実施する家さん用の備蓄ワクチンの使用に協力します。【農務部】

2 学校・施設等における予防対策

(1) 学校における予防対策

学校飼育動物に係る鳥インフルエンザ対策について、平成16年2月23日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡に基づき、周知徹底を図っています。【教育委員会】

(2) 社会福祉施設における予防対策

社会福祉施設等に対する新型インフルエンザ対策等について、平成17年12月14日付け札高施第2080号通知により、周知徹底を図っています。【保健福祉部】

3 輸入動物対策

輸入された鳥類が、市内において感染鳥であることが判明した場合は、北海道と連携し、調査、措置等を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

4 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の確保

国及び北海道の備蓄目標量を踏まえ、具体的な確保策を北海道と調整して市の抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量を決定します。【健康衛生部】

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の適正流通

抗インフルエンザウイルス薬が特定の医療機関や薬局に過剰に供給されることにより、他の医療機関等において不足が生じることのないよう、北海道の要請を受け医療機関や薬局に対し、当該薬品の適正流通について周知を図っています。（平成17年12月19日付け札健地第5188号通知）【健康衛生部、保健所】

5 ワクチン

(1) インフルエンザワクチンの接種勧奨

新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】

(2) 新型インフルエンザワクチン接種が必要な者の全数を把握

北海道の要請を受け、市における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、緊急的にワクチン接種が必要な者の全数を把握します。【健康衛生部】

Ⅳ 医療

1 指定医療機関の確保

- (1) 北海道が行う、フェーズ4及びフェーズ5において行う、新型インフルエンザ患者（疑似患者を含む）の診断・入院・治療にあたる感染症指定医療機関等（以下、「指定医療機関」という。）の確保について協力します。【健康衛生部】

2 パンデミック時の医療の確保

- (1) 北海道が行うパンデミック時の入院患者の受け入れ医療機関の確保について協力します。【健康衛生部】
- (2) 国の「診断・治療ガイドライン」、「院内感染対策ガイドライン」、「患者移送ガイドライン」を市内の医療機関に周知するとともに、医療機関間の連携作りを進めます。【健康衛生部、保健所】
- (3) 国や関係機関・団体と連携し、市内発生を想定したシミュレーション演習を実施します。【健康衛生部、保健所、その他関係部】

3 施設における予防対策と医療体制の再確認

児童及び高齢者や障がい者等の入所施設における予防対策を進めるため、施設内感染対策委員会の設置を促進し、予防対策の推進を図ります。

また、集団感染発生時を想定した医療体制の再確認を要請します。【(保)総務部、保健福祉部、子育て支援部、教育委員会】

4 その他

- (1) パンデミック時における在宅療養者（児童・高齢者・障がい者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）や搬送、死亡時の体制について、地域防災計画に準じて検討します。【地域振興部、保健福祉部、健康衛生部、子育て支援部、警防部、区保健福祉部、教育委員会】
- (2) パンデミック時において、多数の死亡者が発生した場合を想定し、あらかじめ火葬場の処理能力について把握・検討します。【健康衛生部】

Ⅴ 情報提供・共有

1 市民への情報提供

ホームページ等各種広報媒体を活用し、高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供や海外渡航者への注意喚起を行っています。【健康衛生部、保健所】

2 ホームページの開設等

新型インフルエンザについて、保健所ホームページに掲載するとともに、メディアを活用し、

適切な情報を発信します。【健康衛生部、保健所】

3 市民からの相談対応

保健所、保健センターにおいて、市民の電話相談等に対し、新型インフルエンザや感染予防策に関する正しい知識を提供します。

フェーズ3B

ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。

※フェーズ2Bの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

ヒトに対する高病原性鳥インフルエンザの感染が発生しているため、新しい亜型のウイルス感染の早期探知、報告、対応を確実に実施します。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議（会長：健康衛生部長）を開催し、発生に備えた必要な対策を行います。

また、市内で新しい亜型のウイルス感染が発生した場合は速やかに調査等を実施します。

I 計画と連携

1 積極的疫学調査の実施等

市内において、ヒトの高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、国及び北海道との連携の下に積極的疫学調査を実施します。

なお、調査に際しては、必要に応じ国に対し、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

2 パンデミック時の検討

パンデミック時における全市的な対応について、地域防災計画に準じて検討します。【危機管理対策部、健康衛生部】

II サーベイランス

1 家きん及び豚におけるサーベイランス

北海道が行う家きん及び豚におけるサーベイランスを調査実施に協力します。【農務部】

(1) 家きん（高病原性鳥インフルエンザ）

対象：市内飼養鶏

(2) 豚（新型インフルエンザ）

対象：市内飼養豚

2 医師からの届出による全数把握

ヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握

します。【健康衛生部・保健所】

3 野鳥の大量死亡事例発生状況の把握

野鳥の大量死亡事例等が発生した場合、必要に応じて死亡原因を究明するための調査の実施に協力します。【健康衛生部、保健所】

4 クラスターサーベイランス等対象施設の選定

国から示される基準に基づき、フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて北海道と連携し、医療機関等対象施設の選定リストの作成を進めます。
【健康衛生部、保健所】

Ⅲ 予防と封じ込め

1 家さんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

(1) 市内飼養家さんの発生予防

飼養家さんの発生予防対策として、北海道が実施する農場段階における人や車輛の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理に協力します。【農務部】

(2) 防疫措置

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）に協力し、感染拡大を防止します。
【農務部】

(3) 感染防御対策

ア 家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する農場の従業員、防疫従事者に対する感染防御（マスク、防護服等の使用等）に協力します。

イ アの場合における農場の従業員、防疫従事者に対する健康調査及びウイルス学的検査を実施します。【健康衛生部、保健所、衛生研究所、区保健福祉部】

(4) 感染源・感染経路調査

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、国が立ち上げる感染経路究明チームに協力し、感染源・感染経路調査を支援します。【健康衛生部、保健所、農務部】

(5) 経営再開支援

家さん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合は、北海道が実施する家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等により、影響を受けた農家の経営再開等の支援に際し、市としての支援策を検討します。【農務部】

(6) 周辺地域の警戒活動

北海道が実施する防疫措置に伴い、北海道警察が必要に応じて行う周辺地域における警戒活動等に協力します。

(7) 備蓄ワクチンの使用

高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、北海道が実施する家きん用の備蓄ワクチンの使用に協力します。【農務部】

2 学校・施設等における予防対策

(1) 学校における予防対策

学校飼育動物に係る鳥インフルエンザ対策について、平成16年2月23日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡に基づき、周知徹底を図っています。【教育委員会】

(2) 社会福祉施設における予防対策

社会福祉施設等に対する新型インフルエンザ対策等について、平成17年12月14日付け札高施第2080号により、周知徹底を図っています。【保健福祉部】

3 輸入動物対策

国の要請により、ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

4 高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応

(1) 積極的疫学調査の実施

高病原性鳥インフルエンザに感染した疑いのある患者が医療機関を受診した場合や高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏農場の従業員等については、高病原性鳥インフルエンザ対応指針（平成16年3月19日付け札健地第1296号通知）に基づき対応します。

また、本人及び家族等の接触者に対し、「新型インフルエンザ対策行動計画における積極的疫学調査マニュアル」に基づき、積極的疫学調査を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

(2) 周辺地域の警戒活動

北海道が実施する防疫措置に伴い、北海道警察が必要に応じて行う周辺地域における警戒活動等に協力します。

(3) 感染源に対する迅速な措置

感染源に対する迅速な措置の実施について、関係機関に要請します。【健康衛生部、保健所】

5 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の確保

国及び北海道の備蓄目標量を踏まえ、具体的な確保策を北海道と調整して市の抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量を決定します。【健康衛生部】

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の適正流通

抗インフルエンザウイルス薬が特定の医療機関や薬局に過剰に供給されることにより、他の医療機関等において不足が生じることのないよう、北海道の要請により医療機関や薬局に

対し、当該薬品の適正流通について周知を図っています。（平成17年12月19日付け札幌地第5188号通知）【健康衛生部、保健所】

6 ワクチン

(1) インフルエンザワクチンの接種勧奨

新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】

(2) 新型インフルエンザワクチン接種が必要な者の全数を把握

北海道の要請を受け、市における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、緊急的にワクチン接種が必要な者の全数を把握します。【健康衛生部】

IV 医療

1 指定医療機関の確保

北海道がフェーズ4及びフェーズ5において行う、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診断・入院・治療にあたる感染症指定医療機関等（以下、「指定医療機関」という。）の確保について協力します。【健康衛生部】

2 パンデミック時の医療の確保

(1) 北海道が行うパンデミック時の入院患者の受け入れ医療機関の確保について協力します。
【健康衛生部】

(2) 国の「診断・治療ガイドライン」、「院内感染対策ガイドライン」、「患者移送ガイドライン」、を市内の医療機関に周知するとともに、医療機関間の連携作りを進めます。【健康衛生部、保健所】

(3) 国のトリアージ方針について医療機関への周知徹底を図ります。【健康衛生部、保健所】

(4) 国や関係機関・団体と連携し、市内発生を想定したシミュレーション演習を実施します。
【健康衛生部、保健所、その他関係部】

3 医療機関における予防対策と医療体制の再確認

医療機関における予防対策を進めるため、院内感染対策委員会の設置を促進し、予防体制の推進を図ります。

また、集団感染発生時を想定した医療体制の再確認を要請します。【健康衛生部、保健所】

4 施設における予防対策と医療体制の再確認

児童及び高齢者や障がい者等の入所施設における予防対策を進めるため、施設内感染対策委員会の設置を促進し、予防対策の推進を図ります。

また、集団感染発生時を想定した医療体制の再確認を要請します。【保）総務部、保健福祉部、

子育て支援部、教育委員会】

5 高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応

- (1) 感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対しては、医療機関から検体の提供を受け、迅速かつ確実な診断を進め、確定診断がされた場合には、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨します。【保健所】
- (2) 検体は国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、札幌市衛生研究所では北海道立衛生研究所等と連携しながらウイルス学的診断を行います。【保健所、衛生研究所】

6 その他

- (1) パンデミック時における在宅療養者（児童・高齢者・障がい者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）や搬送、死亡時の体制について、地域防災計画に準じて検討します。【地域振興部、保健福祉部、健康衛生部、子育て支援部、警防部、区保健福祉部、教育委員会】
- (2) パンデミック時において、多数の死亡者が発生した場合を想定し、あらかじめ火葬場の処理能力について把握・検討します。【健康衛生部】

V 情報提供・共有	
-----------	--

1 市民への情報提供

ホームページ等各種広報媒体を活用し、高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供や海外渡航者への注意喚起を行います。【健康衛生部、保健所】

2 ホームページの開設等

新型インフルエンザについて、保健所ホームページに掲載するとともに、メディアを活用し、適切な情報を発信します。【健康衛生部、保健所】

3 市民からの相談対応

保健所、保健センターにおいて、市民の電話相談等に対し、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及びその感染予防策に関する正しい知識を提供します。健康な市民の不安軽減、パニックの防止のため、札幌市コールセンターにおける対応について、協議・検討します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

フェーズ4A

ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。

※フェーズ3Aの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

準備した事前対策を導入する時間を確保するため、新型ウイルスを限られた発生地域内に封じ込めを行います。あるいは、拡散を遅らせます。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議（会長：健康衛生部長）を開催し、発生に備えた必要な対策を強化します。

I 計画と連携

1 感染症法に基づく指定感染症への政令指定等

国は、WHOの宣言に基づき、ウイルスが確定次第、速やかに感染症法に基づく指定感染症への政令指定を行うとともに、検疫法へ適用させるための政令改正を行います。

これを受けて札幌市は、関係機関・団体あてにこの旨を通知します。【健康衛生部、保健所】

2 関係機関・団体との連携

新型インフルエンザの市内への侵入や市内での発生に備え、検疫所や北海道等との連携を強化し、対策を進めます。【健康衛生部】

3 情報収集

国やWHO等を通じ、新型インフルエンザに関する国内外の情報収集を行います。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

II サーベイランス

1 新型インフルエンザ発生動向の把握

新型インフルエンザ（疑い症例も含む。）の発生動向について把握します。【健康衛生部、保健所】

2 クラスターサーベイランスの実施

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、市内のクラスターサーベイランスを開始します。【(保)総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所、子育て支援部、教育委員会】

3 症候群サーベイランスの実施

患者の現状をリアルタイムに把握するため、市内の症候群サーベイランスを開始します。

【保健所、衛生研究所】

Ⅲ 予防と封じ込め

1 検疫・出入国者等対策

(1) 検疫所等との連携

新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者及び帰国者の対応について、あらかじめ、検疫所や北海道等の関係機関・団体との連携を強化します。

【健康衛生部】

2 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の確保

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について、北海道と協力し、把握に努めます。【健康衛生部】

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

北海道の要請を受け、各医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用について周知します。【健康衛生部、保健所】

3 ワクチン

(1) インフルエンザワクチンの接種勧奨

新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】

(2) 新型インフルエンザワクチンの接種体制の整備

北海道と連携し、ワクチンの接種場所及び接種医、接種用器具等の確保を進めます。【健康衛生部】

Ⅳ 医療

1 新型インフルエンザに対する症例定義

新型インフルエンザに対する症例定義を関係機関・団体に周知します。【健康衛生部、保健所】

〈現時点で考えられる新型インフルエンザ疑い患者の定義〉

- 発熱（38℃以上）
 - 咽頭痛、咳、呼吸困難のいずれか一つ以上
- の二つを満たし、かつ7日以内に以下のいずれかの行為があった場合
- 新型インフルエンザ患者（疑い症例も含む）との接触
 - 新型インフルエンザ患者の発生が確認されている地域での滞在

〈現時点で考えられる確定診断の定義〉

前項「新型インフルエンザ疑い」定義を満たし、かつ以下のいずれかの方法によって病原体診断（血清学的診断）がなされたもの

- 病原体の検出
- 病原体の遺伝子の検出

2 疑い症例の診断

国のトリアージ方針に従い、指定医療機関において、新型インフルエンザが疑われる患者に対する検査・診療が行われます。

3 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

北海道の要請により、通常のインフルエンザ（Aソ連型、A香港型、B型）の患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控える（ただし、幼児及び免疫機能低下者等を除く。）よう各医療機関に対して周知します。【健康衛生部、保健所】

4 医療体制の再確認

国からの要請により、北海道が特殊医療・高度専門医療を行う医療機関については新型インフルエンザ患者（疑い症例を含む。）の診療制限を行うこととして、機能の分担を進めることとしていることから、医療機能の維持のため医療関係団体と調整します。【健康衛生部】

V 情報提供・共有

1 市民への情報提供

ホームページを随時更新し、新型インフルエンザが指定感染症と指定してされたこと、国内外の発生状況及び感染予防策等に関する情報を提供するとともに、海外渡航者への注意喚起を行います。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

2 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる一次窓口として札幌市コールセンターを利用し、また、相談窓口を、保健所、保健センターに設置して、市民の電話相談等に対し、適切な情報提供を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

3 医療機関との連絡窓口

医療関係団体等との連携により、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応について、連絡窓口の開設等を検討します。【健康衛生部、保健所】

フェーズ4B

ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。

※フェーズ3Bの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

準備した事前対策を導入する時間を確保するため、新型ウイルスを限られた発生地域内に封じ込めを行います。あるいは、拡散を遅らせます。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市感染症対策連絡会議（会長：保健福祉局長）又は札幌市感染症対策本部（本部長：市長）を設置し、封じ込め若しくは拡散防止に向けた対策を推進します。

I 計画と連携

1 感染症法に基づく指定感染症への政令指定等

国は、WHOの宣言に基づき、ウイルスが確定次第、速やかに感染症法に基づく指定感染症への政令指定を行うとともに、検疫法へ適用させるための政令改正を行います。

これを受けて札幌市は、関係機関・団体あてにこの旨を通知します。【健康衛生部、保健所】

2 対策会議等の開催

(1) 国内（道外）で新型インフルエンザが発生した場合

札幌市感染症健康危機管理実施要領における札幌市感染症対策連絡会議（会長：保健福祉局長）を開催し、対策について協議します。【健康衛生部】

(2) 道内で新型インフルエンザが発生した場合

札幌市感染症健康危機管理実施要領における札幌市感染症対策本部（本部長：市長）を開催し、本部長である市長が「特別警戒宣言」を行うとともに、対策の強化を表明します。【危機管理対策部、健康衛生部】

3 発生対応

(1) 市内で患者発生が確認された場合は、その旨を直ちに国及び北海道へ通報します。【健康衛生部】

(2) 国や北海道との連携を強化し、積極的疫学調査等必要な対策を進めます。【健康衛生部、保健所、衛生研究所、区保健福祉部】

(3) 国に対し、必要に応じて疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請します。【健康衛生部】

4 情報収集

国やWHO等を通じ、新型インフルエンザに関する国内外の情報収集を行います。【健康衛生

部、保健所、衛生研究所】

Ⅱ サーベイランス

1 新型インフルエンザ発生動向の把握

新型インフルエンザ（疑い症例も含む。）の発生動向について把握します。【健康衛生部、保健所】

2 クラスターサーベイランスの実施

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、市内のクラスターサーベイランスを行います。【保）総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所、子育て支援部、教育委員会】

3 症候群サーベイランスの実施

患者の現状をリアルタイムに把握するため、市内の症候群サーベイランスを行います。【保健所、衛生研究所】

Ⅲ 予防と封じ込め

1 検疫・出入国者等対策

(1) 検疫所等との連携

新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者及び帰国者の対応について、あらかじめ、検疫所や北海道等の関係機関・団体との連携を強化します。【健康衛生部】

2 発生事例への対応

(1) 患者、接触者への措置、まん延防止

市内で患者発生が確認された場合は、国や関係機関と連携の上、感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

(2) 緊急情報への対応

他都市における新型インフルエンザ患者の発生に伴い、国や北海道から感染症法に基づく必要な対策の要請があった場合は、直ちに適切に対応します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

3 市民の社会生活の制限

市内で患者発生が確認された場合は、国の勧告を受け、市民に対し、次の点について周知を図ります。【広報部、地域振興部、保）総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所、子育て支援

部、教育委員会】

- (1) 市内の発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛すること。
- (2) 患者と接触していた者が関係する市内の発生地域の学校、通所施設等については、臨時休業を行うよう各設置者に対し要請すること。
- (3) 市内の発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を要請すること。
- (4) 市内の発生地域における住民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨すること。

4 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の確保
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について、北海道と協力し、把握に努めます。【健康衛生部】
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用
北海道の要請を受け、各医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用について周知します。【健康衛生部、保健所】
- (3) 予防投与
各医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、若しくは、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与について周知します。【健康衛生部、保健所】

5 ワクチン

- (1) インフルエンザワクチンの接種勧奨
新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】
- (2) 新型インフルエンザワクチンの接種
ア 医療従事者及び社会機能維持者等を対象にプロトタイプワクチン、パンデミックワクチン接種については、国の指示を受け適切に対応します。【健康衛生部、保健所】
イ パンデミックワクチンの接種
パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始します。【健康衛生部、保健所】
供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は、次のとおりです。
i 医療従事者

- ii 社会機能維持者
- iii 医学的ハイリスク者

ウ パンデミックワクチンの製造量に限界がある場合は、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プロトタイプワクチンの接種を検討します。

(3) 情報収集

国の要請を受け、ワクチンの接種実施モニタリングを行うとともに、ワクチンの有効性や副反応に関する情報を収集します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

IV 医療	
-------	--

1 医療機関の整備

- (1) 北海道が指定医療機関において要請する新型インフルエンザ患者の受け入れに協力します。【健康衛生部、保健所】
- (2) フェーズ6Bを想定した、患者収容を行う大型施設や人員、搬送方法等について地域防災計画に準じて検討します。【健康衛生部、警防部】

2 疑い患者及び接触者 ※ 厚生労働省の各種ガイドラインを参照

- (1) 新型インフルエンザが疑われる患者は、原則として、指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知します。【健康衛生部、保健所】
- (2) 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行います。

新型インフルエンザ疑い症例の検体を札幌市衛生研究所へ搬送し、亜型の検査を行います。【保健所、衛生研究所】

- (3) 新型インフルエンザが疑われる患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導します。なお、症状が出現した場合には、直ちに隔離を行います。【保健所、区保健福祉部】

3 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、北海道の要請により、治療薬の確保のため、新型インフルエンザが疑われる患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控える（ただし、幼児及び免疫機能低下者等を除く。）よう各医療機関に対して周知します。【健康衛生部、保健所】

V 情報提供・共有	
-----------	--

1 市民への情報提供

国内（道外）で新型インフルエンザが発生した場合は、厚生労働大臣、北海道知事の特別警戒宣言を受け、ホームページの更新等により、国内外での発生及び対策について、市民に迅速に情報を提供します。【広報部、健康衛生部、保健所、衛生研究所】

2 特別警戒宣言

道内で新型インフルエンザが発生した場合は、「札幌市感染症対策本部」の本部長である市長が、「特別警戒宣言」を行い、対策の強化を表明します。また、メディア等に対し、適宜、発生、市民への社会活動制限の要請等について情報提供を行います。【広報部、健康衛生部】

3 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる一次窓口として札幌市コールセンターを利用し、また、相談窓口を、保健所、保健センターに設置して、市民の電話相談等に対し、適切な情報提供を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

4 医療機関との連絡窓口

医療関係団体等との連携により、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応について、連絡窓口の開設等を検討します。【健康衛生部、保健所】

フェーズ5A

ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生が見られる。パンデミック発生のリスクが高まる。

※フェーズ4Aの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

可能な限りパンデミックを回避し、パンデミック対策を実施する時間を確保するため、新型ウイルスの封じ込めを行います。あるいは、拡散を遅らせるための努力を最大限行います。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議（会長：健康衛生部長）を開催し、発生に備えた必要な対策を強化します。

I 計画と連携

- 1 新型インフルエンザの市内への侵入や市内での発生に備え、検疫所や北海道等との連携を強化し、対策を進めます。【健康衛生部、保健所】

- 2 情報収集

国やWHO等を通じ、新型インフルエンザに関する国内外の情報収集を行います。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

II サーベイランス

- 1 新型インフルエンザ発生動向の把握

新型インフルエンザ（疑い症例も含む。）の発生動向について把握します。【健康衛生部、保健所】

- 2 クラスターサーベイランスの実施

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、市内のクラスターサーベイランスを行います。【保）総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所、子育て支援部、教育委員会】

- 3 症候群サーベイランスの実施

患者の現状をリアルタイムに把握するため、市内の症候群サーベイランスを行います。【保健所、衛生研究所】

Ⅲ 予防と封じ込め

1 検疫・出入国者等対策

(1) 検疫所等との連携

新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者及び帰国者の対応について、あらかじめ、検疫所や北海道等の関係機関・団体との連携体制の強化を図ります。【健康衛生部】

2 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の確保

市内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。【健康衛生部】

3 ワクチン

(1) インフルエンザワクチンの接種勧奨

新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】

(2) 新型インフルエンザワクチンの接種体制の整備

国の要請を受け、ワクチンの接種場所及び接種医、接種用器具等の確保を進めます。【健康衛生部】

Ⅳ 医療

1 新型インフルエンザに対する症例定義

国は、ヒト－ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義を明確にし、症例定義の変更があれば、随時修正していくものであり、札幌市はこれを受けて、関係機関・団体への周知を図ります。【健康衛生部、保健所】

2 疑い患者及び接触者 ※ 厚生労働省の各種ガイドラインを参照

(1) 新型インフルエンザが疑われる患者は、原則として、指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知します。【健康衛生部、保健所】

(2) 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行います。

新型インフルエンザ疑い症例の検体を札幌市衛生研究所へ搬送し、亜型の検査を行います。【保健所、衛生研究所】

3 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス

薬の不足が予測される場合は、北海道の要請により、治療薬の確保のため、新型インフルエンザが疑われる患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控える（ただし、幼児及び免疫機能低下者等を除く。）よう各医療機関に対して周知します。【健康衛生部、保健所】

4 医療の確保

- (1) 国からの要請により、北海道が特殊医療・高度専門医療を行う医療機関については新型インフルエンザ患者（疑い症例を含む。）の診療制限を行うこととして、機能の分担を進めることとしていることから、医療機能の維持のため医療関係団体と調整します。【健康衛生部】
- (2) フェーズ6Bを想定した、患者収容を行う大型施設や人員、搬送方法等について地域防災計画に準じて検討します。【健康衛生部、警防部】

5 遺体収容能力の確保

パンデミックに備え、北海道からの要請を受け、医療機関内外で一時的遺体安置所として使用する場所の確保に努めます。【健康衛生部】

V 情報提供・共有	
-----------	--

1 市民への情報提供

ホームページを随時更新し、国内外の発生状況及び感染症予防策等に関する情報を提供するとともに、海外渡航者への注意喚起を行います。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

2 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる一次窓口として札幌市コールセンターを利用し、また、相談窓口を、保健所、保健センターに設置して、市民の電話相談等に対し、適切な情報提供を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

3 医療機関との連絡窓口

医療関係団体等との連携により、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応について、連絡窓口の開設等を検討します。【健康衛生部、保健所】

フェーズ5B

ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生が見られる。パンデミック発生のリスクが高まる。

※フェーズ4Bの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

可能な限りパンデミックを回避し、パンデミック対策を実施する時間を確保するため、新型ウィルスの封じ込めを行います。あるいは、拡散を遅らせるための努力を最大限行います。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市感染症対策連絡会議（会長：保健福祉局長）又は札幌市感染症対策本部（本部長：市長）を設置し、封じ込め若しくは拡散防止に向けた対策を強力に推進します。

I 計画と連携

1 対策会議等の開催

(1) 国内（道外）で新型インフルエンザが発生した場合

札幌市感染症健康危機管理実施要領における札幌市感染症対策連絡会議（会長：保健福祉局長）を開催し、対策について協議します。【健康衛生部】

(2) 道内で新型インフルエンザが発生した場合

札幌市感染症健康危機管理実施要領における札幌市感染症対策本部（本部長：市長）を開催し、本部長である市長が「特別警戒宣言」を行うとともに、対策の強化を表明します。【危機管理対策部、健康衛生部】

2 発生対応

(1) 市内で患者発生が確認された場合は、その旨を直ちに国及び北海道へ通報します。【健康衛生部】

(2) 国や北海道との連携を強化し、積極的疫学調査等必要な対策を進めます。【健康衛生部、保健所、衛生研究所、区保健福祉部】

(3) 国に対し、必要に応じて疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請します。【健康衛生部】

3 情報収集

国やWHO等を通じ、新型インフルエンザに関する国内外の情報収集を行います。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

II サーベイランス

1 新型インフルエンザ発生動向の把握

新型インフルエンザ（疑い症例も含む。）の発生動向について把握します。【健康衛生部、保健所】

2 クラスターサーベイランスの実施

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、市内のクラスターサーベイランスを行います。【保）総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所、子育て支援部、教育委員会】

3 症候群サーベイランスの実施

- (1) 患者の現状をリアルタイムに把握するため、市内の症候群サーベイランスを行います。
【保健所、衛生研究所】
- (2) 国の指示により、通常のインフルエンザ・サーベイランス（定点）を中止します。

Ⅲ 予防と封じ込め	
-----------	--

1 検疫・出入国者等対策

(1) 検疫所等との連携

新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者及び帰国者の対応について、あらかじめ、検疫所や北海道等の関係機関・団体との連携体制の強化を図ります。【健康衛生部】

2 発生事例への対応

(1) 患者、接触者への措置、まん延防止

患者発生が確認された場合は、国や関係機関と連携の上、直ちに、感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）、まん延防止策について、必要な対応を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

(2) 緊急情報への対応

国や北海道からの発生状況に関する緊急の情報提供に留意し、感染症法に基づく必要な対策の要請があった場合は、直ちに適切に対応します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

(3) 病院・高齢者施設等対策

病院・高齢者施設等（基礎疾患を有するものが集まる施設）、行刑施設・基地（多数の者が居住）等における感染予防対策を強化します。【保）総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所】

3 市民の社会生活の制限

市内で患者発生が確認された場合は、国及び北海道の勧告を受け、市民に対し、次の点につ

いて周知を図ります。【広報部、地域振興部、健康衛生部、保健所、教育委員会】

- (1) 全国的に不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛すること。
- (2) 患者と接触していた者が関係する市内の発生地域の学校、通所施設等については、臨時休業を行うよう各設置者に対し要請すること。
- (3) 市内の発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を要請すること。
- (4) 市民に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨すること。

4 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の確保

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について、北海道と協力し、把握に努めます。【健康衛生部】

- (2) 予防投与

北海道の要請を受け、各医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、若しくは、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与を周知します。【健康衛生部、保健所】

- (3) 接触者への対応

医療機関等に対し、患者の家族等の接触者については、経過観察期間を定め、以下の措置を行うよう指示します。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

ア 外出の差し控え

イ 健康管理の指導・実施

5 ワクチン

- (1) インフルエンザワクチンの接種勧奨

新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】

- (2) 新型インフルエンザワクチンの接種

ア 医療従事者及び社会機能維持者等を対象にプロトタイプワクチン、パンデミックワクチン接種については、国の指示を受け適切に対応します。【健康衛生部、保健所】

イ パンデミックワクチンの接種

パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始します。【健康衛生部、保健所】

供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は、次のとおりです。

- i 医療従事者
- ii 社会機能維持者
- iii 医学的ハイリスク者

ウ パンデミックワクチンの製造量に限界がある場合は、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プロトタイプワクチンの接種を検討します。

(3) 情報収集

国の要請を受け、ワクチンの接種実施モニタリングを行うとともに、ワクチンの有効性や副反応に関する情報を収集します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

IV 医療	
-------	--

1 疑い患者及び接触者 ※ 厚生労働省の各種ガイドラインを参照

- (1) 新型インフルエンザが疑われる患者は、原則として、指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知します。【健康衛生部、保健所】
- (2) 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行います。

新型インフルエンザ疑い症例の検体を札幌市衛生研究所へ搬送し、亜型の検査を行います。【保健所、衛生研究所】

- (3) 新型インフルエンザが疑われる患者の家族等の接触者に対しては、経過観察機関を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導します。なお、症状が出現した場合には、直ちに隔離を行います。【保健所、区保健福祉部】

2 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、北海道の要請により、治療薬の確保のため、新型インフルエンザが疑われる患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控える（ただし、幼児及び免疫機能低下者等を除く。）よう各医療機関に対して周知します。【健康衛生部、保健所】

V 情報提供・共有	
-----------	--

1 市民への情報提供

国内（道外）で新型インフルエンザが発生した場合は、厚生労働大臣、北海道知事の特別警戒宣言を受け、ホームページの更新等により、国内外での発生及び対策について、市民に迅速

に情報を提供します。【広報部、健康衛生部、保健所、衛生研究所】

2 特別警戒宣言

道内で新型インフルエンザが発生した場合は、「札幌市感染症対策本部」の本部長である市長が、「特別警戒宣言」を行い、対策の強化を表明します。また、メディア等に対し、適宜、発生状況、市民への社会活動制限の要請等について情報提供を行います。【広報部、健康衛生部】

3 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる一次窓口として札幌市コールセンターを利用し、また、相談窓口を、保健所、保健センターに設置して、市民の電話相談等に対し、適切な情報提供を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

4 医療機関との連絡窓口

医療関係団体等との連携により、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応について、連絡窓口の開設等を検討します。【健康衛生部、保健所】

フェーズ6A

パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している。

※フェーズ5Aの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

社会機能を維持させるため、パンデミックの影響（被害）を最小限に抑えます。小康状態の間に、次の大流行（第2波）に向けて、これまでの対策の評価、見直し等を行う。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議（会長：健康衛生部長）を開催し、発生に備えた必要な対策をより一層、強化します。

I 計画と連携

1 情報収集

国やWHO等を通じ、新型インフルエンザに関する国内外の情報収集を行います。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

II サーベイランス

1 新型インフルエンザ発生動向の把握

新型インフルエンザ（疑い症例も含む。）の発生動向について把握します。【健康衛生部、保健所】

2 クラスターサーベイランスの実施

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、市内のクラスターサーベイランスを継続します。【保）総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所、子育て支援部、教育委員会】

3 症候群サーベイランスの実施

患者の現状をリアルタイムに把握するため、市内の症候群サーベイランスを行います。【保健所、衛生研究所】

III 予防と封じ込め

1 検疫・出入国者等対策

(1) 検疫所等との連携

新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者及び帰国者の対応について、あらかじめ、検疫所や北海道等の関係機関・団体との連携体制の強化を図ります。【健康衛生部】

2 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の確保

市内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。【健康衛生部】

3 ワクチン

(1) インフルエンザワクチンの接種勧奨

新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】

(2) 新型インフルエンザワクチンの接種体制の整備

国の要請を受け、ワクチンの接種場所及び接種医、接種用器具等の確保を進めます。【健康衛生部】

IV 医療	
-------	--

1 新型インフルエンザに対する症例定義

国は、ヒト－ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義を明確にし、症例定義の変更があれば、随時修正していくものであり、札幌市はこれを受けて、関係機関・団体への周知を図ります。【健康衛生部、保健所】

2 疑い患者及び接触者 ※ 厚生労働省の各種ガイドラインを参照

(1) 新型インフルエンザが疑われる患者は、原則として、指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知します。【健康衛生部、保健所】

(2) 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行います。

新型インフルエンザ疑い症例の検体を札幌市衛生研究所へ搬送し、亜型の検査を行います。【保健所、衛生研究所】

3 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、北海道の要請により、治療薬の確保のため、新型インフルエンザが疑われる患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控える（た

だし、幼児及び免疫機能低下者等を除く。)よう各医療機関に対して周知します。【健康衛生部、保健所】

V 情報提供・共有	
-----------	--

1 市民への情報提供

ホームページを随時更新し、国内外の発生状況及び感染予防策等に関する情報を提供するとともに、海外渡航者への注意喚起を行います。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

2 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる一次窓口として札幌市コールセンターを利用し、また、相談窓口を、保健所、保健センターに設置して、市民の電話相談等に対し、適切な情報提供を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

3 医療機関との連絡窓口

医療関係団体等との連携により、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応について、連絡窓口の開設等を検討します。【健康衛生部、保健所】

フェーズ6B

パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している。

※フェーズ5Bの対策を継続・強化

フェーズにおける目標

社会機能を維持させるため、パンデミックの影響（被害）を最小限に抑えます。小康状態の間に、次の大流行（第2波）に向けて、これまでの対策の評価、見直し等を行う。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市感染症対策本部（本部長：市長）を設置し、市長が非常事態を宣言するとともに、社会機能を維持するための対策を強力に推進します。

I 計画と連携

1 非常事態宣言

厚生労働大臣の非常事態宣言（国内対策強化宣言）を受け、札幌市においては市長が非常事態宣言を行います。【広報部、健康衛生部】

2 行動計画の見直し

行動計画に基づき、対策の評価を行い、必要に応じて行動計画の修正を行います。【健康衛生部】

3 指定感染症の対策の緩和

国の指示を受け、入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止します。【健康衛生部、保健所】

II サーベイランス

1 新型インフルエンザ発生動向の把握

(1) 新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向を把握します。【健康衛生部、保健所】

(2) 国の指示を受け、クラスターサーベイランス及び症候群サーベイランスを中止します。【保健総務部、保健福祉部、健康衛生部、保健所、衛生研究所、子育て支援部、教育委員会】

III 予防と封じ込め

1 発生事例への対応

(1) 患者、接触者への措置、まん延防止

患者発生が確認された場合は、国や関係機関と連携の上、必要に応じて、感染症法に基づ

く患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）、まん延防止対策を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

(2) 緊急情報への対応

国や北海道からの発生状況に関する緊急の情報提供に留意し、感染症法に基づく必要な対策の要請があった場合は、直ちに適切に対応します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

2 市民の社会生活の制限

市内で患者発生が確認された場合は、国及び北海道の勧告を受け、市民に対し、次の点について周知を図ります。【広報部、地域振興部、健康衛生部、保健所、教育委員会】

- (1) 大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は、原則として全て自粛すること。
- (2) 市内の学校、通所施設等については、臨時休業を行うよう各設置者に対し要請すること。
- (3) 市内の発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を要請すること。
- (4) 市民に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨すること。

3 在宅患者等の支援

関係機関・団体が相互に協力しながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援を行います。

- (1) 在宅者の見回り
- (2) 往診、訪問看護
- (3) 食事の提供
- (4) 医療機関への移送
- (5) 自宅死亡者への対応
- (6) 必要に応じて児童・高齢者・障がい者等への対応等

4 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止

国の指示を受け、患者との接触に当たった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止について関係機関に周知します。【健康衛生部、保健所】

(2) 流通の調整

市内における抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、必要量を供給するよう北海道と調整します。（健康衛生部）

5 ワクチン

(1) インフルエンザワクチンの接種勧奨

新型インフルエンザ発生時における通常のインフルエンザ患者へのタミフルの使用制限に備えるとともに、新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対して、通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を検討します。【健康衛生部】

(2) 新型インフルエンザワクチンの接種

ア 医療従事者及び社会機能維持者等を対象にプロトタイプワクチン、パンデミックワクチン接種については、国の指示を受け適切に対応します。【健康衛生部、保健所】

イ パンデミックワクチンの接種

パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始します。【健康衛生部、保健所】

供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は、次のとおりです。

- i 医療従事者
- ii 社会機能維持者
- iii 医学的ハイリスク者

ウ パンデミックワクチンの製造量に限界がある場合は、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プロトタイプワクチンの接種を検討します。

(3) 情報収集

国の要請を受け、ワクチンの接種実施モニタリングを行うとともに、ワクチンの有効性や副反応に関する情報を収集します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

IV 医療	
-------	--

1 患者の治療

国の指示を受け、患者の治療は以下のように行うこととし、関係機関に周知します。【健康衛生部、保健所】

- (1) 新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこと。
- (2) 新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこと。
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬使用治療の優先順位を次のとおりとすること。

ア 新型インフルエンザ入院患者の治療

イ 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療

ウ 罹患している医学的にハイリスク群の治療

エ 児童、高齢者

オ 一般の外来患者

2 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

北海道の要請により、新型インフルエンザ患者及び疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しない（ただし、幼児及び免疫機能低下者等をのぞく）よう医療機関に周知します。【健康衛生部、保健所】

3 入院治療

- (1) 国の指示を受け、患者の隔離を行わないこととし、原則、全医療機関において新型インフルエンザが疑われる患者に対する診断・治療を行うこととします。【健康衛生部、保健所】
- (2) 入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供手段を確保します。【保健福祉部ほか施設所管部】
- (3) フェーズ3Aにおいて北海道が指定した入院医療機関に対し、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう要請します。【健康衛生部、保健所】
- (4) 地域防災計画に準じてフェーズ4Bで検討した患者収容を行う大型施設や人員等の確認を行います。【健康衛生部、警防部】
- (5) 入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、利用可能な医療機関以外の大型施設のリストを作成し、入院患者に対する対応を行います。【健康衛生部、保健所】
- (6) 死亡者が増加した場合、火葬場の処理能力の増加を要請し、一時的遺体安置所の活用を検討を行います。【健康衛生部】

＝＝小康状態＝＝

- (1) 医療の正常化へ向けた対応を進めます。【健康衛生部、保健所】
- (2) 介助者がいない児童・高齢者・障がい者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行います。【地域振興部、保健福祉部、健康衛生部、子育て支援部、区保健福祉部、教育委員会】

V 情報提供・共有

1 非常事態宣言

厚生労働大臣の非常事態宣言（国内対策強化宣言）を受け、「札幌市感染症対策本部」の本部長である市長が、「非常事態宣言」を行い、対策の強化を表明します。また、メディア等に対し、適宜、発生状況、市民への社会活動制限の要請等について情報提供を行います。【広報部、健康衛生部】

2 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる一次窓口として札幌市コールセンターを利用し、また、相談窓口を、保健所、保健センターに設置して、市民の電話相談等に対し、適切な情報

提供を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】

3 医療機関との連絡窓口

医療関係団体等との連携により、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応について、連絡窓口の開設等を検討します。【健康衛生部、保健所】

後パンデミック期

パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期

フェーズにおける目標

これまでの実施対策を段階的に縮小させる。

また、これまで実施した対策について評価を行い、行動計画の見直しを行うとともに、次期流行に備えた対策を実施する。

フェーズにおける危機管理体制

札幌市感染症対策本部（本部長：市長）を開催し、対策の評価を行うとともに、次期流行に向けた対策を検討する。

I 計画と連携

1 評価、見直し

パンデミック期の対応に対する評価、計画の見直しを行います。【健康衛生部、保健所】

II サーベイランス

1 評価と検討

これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等についての評価並びに今後の課題を検討します。【健康衛生部、保健所、衛生研究所】

III 予防と封じ込め

1 まん延防止対策

まん延防止対策を終了します。

2 在宅患者等の支援

在宅患者等の支援を終了します。

3 ワクチン

行動計画、モニタリングシステムに関する総合評価を行います。

IV 医療

1 単身高齢者等の支援

介助者がいない児童・高齢者・障がい者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行い

ます。【保健福祉部、子育て支援部ほか】

V 情報提供・共有	
-----------	--

- 1 新型インフルエンザ流行終結宣言まで、メディア等に対し、適宜、発生・対応状況について情報提供を行います。（健康衛生部）